

地域再生制度の概要

○ 地域再生法（平成17年法律第24号）

地方公共団体が作成する地域再生計画の認定及び認定された計画に基づく支援措置を通じて、地方公共団体が行う自主的・自立的な地域の活力の再生に関する取組を支援

○ 地域再生基本方針（平成17年4月22日閣議決定）

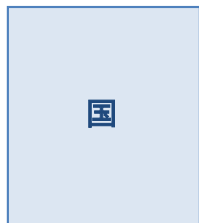
地域再生に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針

○ 地域再生計画

【認定基準】

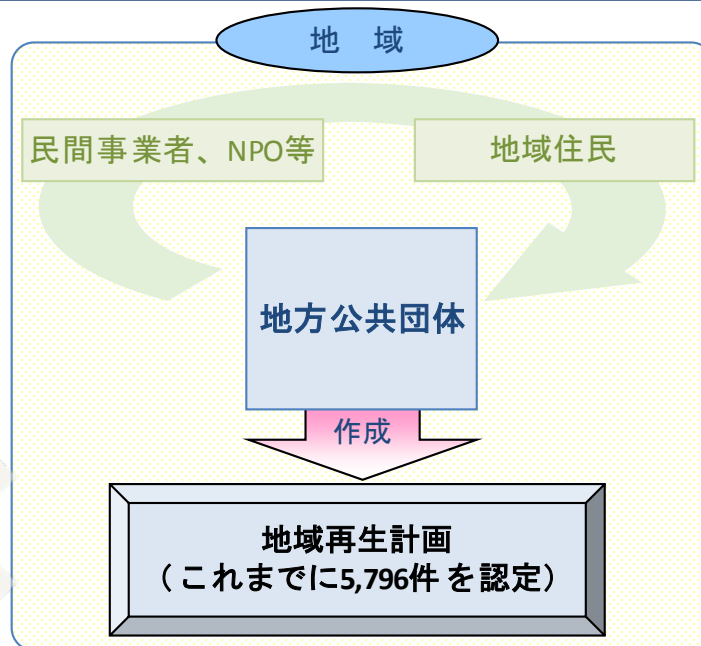
- ・地域再生基本方針に適合
- ・地域再生の実現に相当程度寄与
- ・円滑かつ確実な実施の見込み

〔計画申請は年3回
申請から3月以内に認定〕



認定

支援



主な支援措置メニュー

- 地域再生法に基づく支援（※印はH30年改正で創設・拡充）
 - ① 地方創生推進交付金
 - ② 企業版ふるさと納税
 - ③ 地域再生支援利子補給金
 - ④ 企業の地方拠点強化の促進に係る課税の特例等※
 - ⑤ エリアマネジメント活動に係る負担金の徴収・交付（地域再生エリアマネジメント負担金制度）※
 - ⑥ 商店街活性化促進事業に係る手続・資金調達の特例等※
 - ⑦ 「小さな拠点」形成に係る手続・課税の特例※
 - ⑧ 「生涯活躍のまち」形成に係る手続の特例
 - ⑨ 農地等の転用等の許可の特例
（その他：特定政策課題の解決に資する事業への支援措置）
- 等
府省横断的に様々な支援措置の活用が可能。



- 平成26年からの地方創生の流れに呼応し、4度の法改正により支援措置の拡充等を実施
- 地方創生全体の方向性を定めるまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）と、個別の地域における地方創生の実現のための具体的な支援措置を提供する地域再生法、これら2つの法律が両輪となって地方創生を推進